

<b>平 成 2 7 年 第 3 回</b>	
<b>小海町議会定例会会議録</b>	
「第 4 日」	
* 開会年月日時	平成27年9月7日 午前10時00分
* 閉会年月日時	平成27年9月7日 午後 2時51分
* 開会の場所	小海町議会議場
<b>会 議 の 経 過</b>	
<u>○ 開 会</u>	
<b>議 長</b>	皆さん、おはようございます。なかなか天候が回復しなく、早く良い天気になって頂きたいと願うものであります。本日は開会4日目でございます、議案質疑でございます。よろしくご審議をお願いしたいと思います。ただ今の出席議員数は12人全員であります。定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。
<u>【議事日程の報告】</u>	
<b>議 長</b>	本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。 本日、会議事件説明のため出席を求めた者は、町長・副町長・教育長・代表監査委員・会計管理者・各課長・所長・専門幹であります。なお、暑い様でしたら、上着を脱いでいただいて結構でございます。
<u>【議案の上程】</u>	
<b>議 長</b>	これより議案の上程をいたしますが、本日は議事日程のとおり、議案の質疑・付託までといたします。それでは、順次議案を上程いたします。

<b><u>日程第1 議案第38号</u></b>	
<b>議 長</b>	日程第1、議案第38号、 「小海町生涯学習センター「北牧楽集館」条例の制定について」を議題といたします。これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手を願います
	(質疑なし)
<b>議 長</b>	これで質疑を終わります。
<b><u>日程第2 議案第39号</u></b>	
<b>議 長</b>	日程第2、議案第39号、 「小海町図書館条例の制定について」を議題といたします。 これから質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。
<b>10番議員</b>	図書館条例でありますけれども、図書館法に基づいてということで、制定されるということの関連かと思えますけれども、第4条第2項で館長を非常勤として置くという書き方がされておりますけれども、これは、先程の学習センターの方でも同じように書かれているという点からしますと、それぞれに置くのか、兼務もあり得るのか。また、人事など、その時点によってとなると思いますが、とりあえず、館長をどのように考え、どのように置くつもりでいるのか、伺いたいと思います。
<b>教育長</b>	おはようございます。それでは私の方よりお答え申し上げます。楽集館の館長の人事ということでございますが、本条例の中では、3施設と言いますか、公民館、図書館、それと楽集館の館長につきましては、総合的に管理、運営をするといった面で、一人の方に兼務でお願いしたいということで、公民館長にお願いをするという予定でございます。今後、この運営につきまして、何らかの支障が出るということになりますと、再度、検討し、私が昨年度まで勤めていたような形の兼務ということも含め、また、専門的な職員の配置も今後、検討するということも含めた中で、協議をしていきたいというふうに考えています。とりあえず、これでスタートしたいということでございますので、よろしく願いいたします。
<b>議 長</b>	これで質疑を終わります。
<b><u>日程第3 議案第40号</u></b>	
<b>議 長</b>	日程第3、議案第40号、 「小海町公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 これから質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

	(質疑なし)
議長	これで質疑を終わります。
<b><u>日程第4 議案第41号</u></b>	
議長	日程第4、議案第41号、 「小海町使用料徴収条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 これから質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。
	(質疑なし)
議長	これで質疑を終わります。
<b><u>日程第5 議案第42号</u></b>	
議長	日程第5、議案第42号、 「小海町児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 これから質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。
10番議員	小海町児童館の関係の条例でありますけれども、北牧ふれあい児童館を地域活動支援センターへ用途変更のため閉館する条例だということであり、27年10月1日でこれを施行することによると、小海町にあるこの建物が条例上なくなる期間が出て来るのではないかと、うふうに思いますけれども、その辺はどの様に考え、扱う予定でいるのか。条例上、どういうものかという点を伺いたいと思います。
総務課長	お答え申し上げます。この現在ある北牧ふれあい児童館の建物につきましては、10月1日で普通財産にいたしまして、地域活動支援センターへ用途変更するための工事を行なうという事で、工事完了を待って地域活動支援センターの設置条例を新たに制定して、行政財産にするという予定で進めております。
10番議員	予定は分かるのですけれども、工事が終わって設置条例が出るまで、条例上の位置付けがないという事ですけれども、そういったのは、どううふうに考えたら良いのか、もう一回伺いたいと思います。
総務課長	お答え申し上げます。条例上は、10月1日で閉館になって、いわゆる条例上の施設ではなくなるという事でございまして、普通財産という形で、特定の目的を持った施設では一旦、なくなると。それで改装工事が終わった段階で、特定の目的を持った施設とするという形で、設置条例で改めて根拠を明確にした形で運営を開始するという事になります。
10番議員	私も勉強不足でまずいのですけれども、普通財産にするというには、それなりの手続きというようなことは、ない訳でありますか。条例上の位

	置付けだけ変えて、それで済むことなのか、どうか。その点だけ伺っておきたいと思います。
総務課長	お答え申し上げます。内部手続き上は、特定目的施設から普通財産にするという財産の所管替えの手続きを内部で取るということでございまして、外向きのいわゆる手続きと言いましょいか、特に必要としないということでございまして、そういった行政処分になるということでございます。
議長	これで質疑を終わります。
<b><u>日程第6 議案第43号</u></b>	
議長	日程第6、議案第43号、 「小海町個人情報保護条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 これから質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。
	(質疑なし)
議長	これで質疑を終わります。
<b><u>日程第7 議案第44号</u></b>	
議長	日程第7、議案第44号、 「小海町手数料徴収条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 これから質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。
	(質疑なし)
議長	これで質疑を終わります。
<b><u>日程第8 議案第45号</u></b>	
議長	日程第8、議案第45号、 「小海町、北相木村、南相木村中学校組合規約の一部変更に関する協議について」を議題といたします。 これから質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。
	(質疑なし)
議長	これで質疑を終わります。
<b><u>日程第9 議案第46号</u></b>	
議長	日程第9、議案第46号、 「平成27年度小海町一般会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。 これから質疑を行います。 歳入歳出とも補正予算書で、各款または各項ごとに行います。

	<p>質疑のある方は挙手を願います。</p> <p><b>【歳入】</b></p> <p>1 2 款 分担金及び負担金 7 ページ上段</p> <p>1 4 款 国庫支出金 7 ページ中段</p> <p>1 5 款 県支出金のうち</p> <p style="padding-left: 2em;">県補助金 7 ページ中段</p> <p style="padding-left: 2em;">県委託金 7 ページ下段</p> <p>1 6 款 財産収入 8 ページ上段</p> <p>1 8 款 繰入金 8 ページ中段</p> <p>1 9 款 繰越金 8 ページ中段</p> <p>2 0 款 諸収入 8 ページ下段</p> <p><b>【歳出】</b></p> <p>1 款 議会費 9 ページ上段</p> <p>2 款 総務費のうち</p> <p style="padding-left: 2em;">総務管理費 9 ページ下段</p>
<p><b>3 番議員</b></p>	<p>企画費は、ほとんどが地方創生の先行型で、別荘を活用した移住、定住促進事業に使われるようですが、1 3 節委託料の別荘所有者への意向調査委託という所で予算が出ていますけれども、具体的にどのような意向を聞くのか。また、委託会社はどういった会社に決めてあるのか。ちょっとその辺をお願いします。</p>
<p><b>総務課長</b></p>	<p>お答え申し上げます。本事業は別荘を活用した移住、定住促進事業ということでございまして、現在、先行型の2 7 年度の上乗せ分という形で、国と協議中の案件でございます。別荘の所有者の意向調査でございますが、別荘所有者の皆さん、全部で550 区画ある訳でございますが、その内、いわゆる手持ちの物件、地上権者がいないという区画もございしますので、それらを合わせまして、開発公社へこの意向調査業務は委託したいという考えでございます。と言いますのも、別荘の地上権者名簿そのものが個人情報に当たるということから、別荘の所有者の皆さんに開発公社から文書が行くということであれば、何の違和感もない訳でございますが、そういうことも含めまして、開発公社にお願いをしたいということでございます。いわゆる空き別荘282 戸、それから未建設179 戸いう状況でございますけれども、それらの皆さんに別荘の上屋があるものにつきましては、どの程度の利用状況なのか。もしくは、空いている期間が長いということであれば、その間、お試し居住で貸せる意志があるか、どうかというようなことをお伺いしたいと。それから未建築の物件につきましては、今後、建てる予定があるのか、どうかというようなことと、それをそもそも売却する意思はあるのかというような別荘バンク</p>

	<p>でございます。それから手持ちの物件もでございますので、それにつきましても、分譲をして住宅を建てて住んで頂きたいというようなことで、抱き合わせで進めるというようなことから、開発公社に20万円という委託料をお願いをするという予定でございます。</p>
3番議員	<p>そうすると、意向調査の細かい手法と言いますか、そういったことを聞いて、どうだという細かいことは、これから開発公社が決めるということですね。今の現段階では総務課長は何とも言えないと。例えば、私は今、新規就農者が入る家を企画の方と一緒に整備したり、いろいろしているのですけれども、いざ、空き家を借りるとなると、いろいろ難しい点が出て来るのですよね。例えば、別荘なら神棚や仏壇置いてある家はないと思うのですけれども、そういう処分はどうするのかとか、例えば、空き家で探す場合、程度の良い別荘地の値段と悪い所の値段、それから入る人が多額のお金を掛けて入るようでは、こっちも修繕、あっちも修繕で200万円も300万円も掛けるようなら、どうかといろいろな話が出て来ると思うのだけど、空き家の場合は、住むつもりがないから開けてあるので、多分、入る人が直して下さいよと。入る気があるなら、直して下さいという話になると思うのですけれども、諸々、しっかりその辺の調査もして、何だ、この程度みたいなことを借りに来た人に思われなないように、ひとつきめ細かく調査をいろいろしてもらいたいと思います。</p>
2番議員	<p>企画費の旅費と需用費、移住セミナー旅費が50万円、それから開催費用が15万円とか、皆増になっておりますが、この中身、それから先程、3番議員から質問がありましたが、別荘所有者の意向調査の委託は開発公社ということでございますが、分析はどこがやるのかお尋ね致します。</p>
総務課長	<p>お答え申し上げます。旅費並びに需用費の中で、セミナーの関係がでございます。なお、これにつきましてはふるさと回帰支援センターというのが東京にございまして、ここから全国市区町村からの移住窓口を設けているということから、セミナー会場としてふるさと回帰支援センターの会場を借りて、2回開催したいというふうに考えております。これが一番関心のある皆様から認知度が高い場所で、ふるさと回帰支援センターでセミナーを開催したいということで、その関係の職員旅費、それからそれ以外にも告知の為の説明会を開催するというので、旅費については3名で10回分という見込みで計上してございます。それから、別荘の意向調査の関係でございますが、とりあえず、全区画に調査を、貸す気があるのか、ないのか。売る気があるのか、ないのかということを含めてですが、とりあえず、そこから始める必要があるということで、ございます。空き家調査と全く同じでございます。その後、使えるか、どうかという立ち入り調査をするということで、これは開発公社は宅建業も持っておりますので、その辺りの判断は可能であろうというふうに考え</p>

	<p>ております。それから古い、新しいというようなこと。それから当然、生活道具等があるということでございますので、実際に契約をしてと言いましょか、別荘の所有者の皆さんと合意に至った後というのは、いろいろな細部を個別に、具体的に詰める必要があるのではなかろうかというふうに考えられ、これも開発公社の方で調整して頂くというふうになる予定でございます。これも当然のことながら、移住、定住促進事業でございますので、企画係も含めて、役場の方でもこれは十分相談体制を取るということでございます。けれども、具体的な契約関係については開発公社が間に入って貸借等をする。売買も含めてでございますけれども、そういった手続きになろうかと思えます。</p>														
議 長	<table border="0"> <tr> <td>徴税費</td> <td>10 ページ上段</td> </tr> <tr> <td>戸籍住民登録費</td> <td>10 ページ中段</td> </tr> <tr> <td>選挙費</td> <td>10 ページ下段～11 ページ</td> </tr> <tr> <td>3 款 民生費</td> <td>12 ページ上段</td> </tr> <tr> <td>4 款 衛生費</td> <td>12 ページ中段</td> </tr> <tr> <td>5 款 農林水産費</td> <td>12 ページ下段～13 ページ上段</td> </tr> <tr> <td>6 款 商工費</td> <td>13 ページ上段～14 ページ上段</td> </tr> </table>	徴税費	10 ページ上段	戸籍住民登録費	10 ページ中段	選挙費	10 ページ下段～11 ページ	3 款 民生費	12 ページ上段	4 款 衛生費	12 ページ中段	5 款 農林水産費	12 ページ下段～13 ページ上段	6 款 商工費	13 ページ上段～14 ページ上段
徴税費	10 ページ上段														
戸籍住民登録費	10 ページ中段														
選挙費	10 ページ下段～11 ページ														
3 款 民生費	12 ページ上段														
4 款 衛生費	12 ページ中段														
5 款 農林水産費	12 ページ下段～13 ページ上段														
6 款 商工費	13 ページ上段～14 ページ上段														
2 番議員	<p>小海線祭り補助金ということで、町から50万円、それから町村会から30万円、観光協会20万円ということで、総事業費は100万円という解釈でよろしいですか。</p>														
産業建設課長	<p>お答えします。総事業費は100万円でやりたいということで進めております。</p>														
6 番議員	<p>議会の招集日に、町長の方から小海線の名を残したいと。そういったことを含めてお祭りを行うといった様なことを議会に言ったと思うのですが、この小海線という名前を存続させるための具体的な対応、例えば佐久広域でJRへ名称存続を要望する。或いは南部協議会の5ヶ町村で要望するなど、JRにこうした要望が実際に届いているのか伺います。</p>														
町 長	<p>小海線の存続につきましては、「小海線沿線活性化協議会」という組織がありまして、文書で要望するということはありませんが、機会在るごとに小海線の存続をお願いしているところでございます。招集日の冒頭申し上げましたのは、いまインターネットの地図情報を検索しますと、「小海線」ではなくて「八ヶ岳高原ライン」「八ヶ岳高原線」という名称が出てくるということで、小海線の小海町ということですので、こうした機会を捉えて「小海線」をアピールしたいということでございます。小海線の存続につきましては、今後も沿線市町村と協力して進めてまいりますので、必要があればJR東日本長野支社へ直接要望することもありえるだろうと思えます。</p>														
6 番議員	<p>私は「八ヶ岳高原線」という名称ではなく、あくまで「小海線」という</p>														

	名称を残してもらいたいということで、佐久広域や南部協議会、或いは小海町独自でも、文書で要望していかないと崩壊的に他の名称になってしまうのではないかと危惧します。名称の存続についての具体的な行動ということについてはどうでしょうか。
町 長	まったく同感です。今回の小海線祭りにつきましても、当初小海駅での停車時間などの情報はいっておりませんでした。小海駅で1時間停車するということですので、この時間に小海線・小海町をアピールする企画をということで今回予算化をお願いするものでございます。小海線の名称存続につきましては、今後とも南佐久の町村会、また議会とも協力して活動をしていく必要があると思っております。
議 長	7款 土木費 13ページ下段から14ページ上段
7番議員	備品購入費で、除雪機を3台で667万円が予算計上されていますが、どのような内容ですか。
産業建設課長	今回3つの地区から幅の広い除雪機の要望がありました。内容は1200mm、1100mm、1000mmで、通常の900mmですと80万円位ですが、見積ではかなり高額となっております。
2番議員	使用料及び賃借料で、道水路維持修繕重機借上料について、どういう場合に誰の重機を借上るということですか。
産業建設課長	春先の側溝の整備作業について業者に発注するものです。
2番議員	重機借上料となっておりますが、解釈として業者委託するものを計上しているということですか。
産業建設課長	会計上オペレーター付きの重機を使用する場合は14節での計上が妥当となっております。
2番議員	通常感覚では違和感がありますが、委託料ではまずいのですか。
産業建設課長	予算作成の参考資料によりますと、オペレーター付きの重機は14節で計上となっておりますが、再度確認いたします。
9番議員	先ほどの除雪機について、要望があったということですが、要望があれば対応していただけるということですか。また、そうした決まりなどがありますか。
産業建設課長	先般の大雪を受けて、業者では直ぐに対応できない場所について地区の皆さんに対応していただければありがたいということで、要望には可能な限り応えていきたいと思っております。
議 長	8款 消防費 14ページ下段 9款 教育費のうち 2項 小海小学校費 15ページ上段
10番議員	小海小学校の臨時講師について、支援の必要がある児童がいるというこ



	とですが、どのような形態で仕事をしていただくんですか。
教育長	臨時講師の加配につきましては、6月に先生の体罰の案件があり、その対策として手厚い支援が必要ということで、6年のクラスに加配し、TTの体制をとることを想定しています。
10番議員	学校の教員は本来県の配置で決まるものですが、今回は町費の加配ということで、これをどこで判断するのか、また、その基準はどうなっていますか。
教育長	現在小学校につきましては、少人数学級に対応するため、町費の加配の先生が5名、加えて英語の先生1名の計6名がおります。配置につきましては各クラスの状況に応じて校長が責任を持って対応しています。基準につきましては、35人が県の基準で、町では30人以上については町が単独で加配をしています。
10番議員	町では30人を基準に、後は学校長の判断ということですが、学校長は要望は出来ても予算は町、教育委員会になろうかと思えます。加配の有無についての学校との意思疎通がこの件でも問われているのではないのでしょうか。もちろん現場の学校と教育委員会が協議しながら進めているとは思いますが、今回の6年生は4年まで2クラスで、保護者の中でも1人の先生で大丈夫かという声もあったようです。6年の2学期になって事象の発生によってあわてて予算化するということですので、児童、保護者にとっては深刻な状況になってしまいました。こうしたことから、学校の判断、教育委員会の判断、それに対する行政との意思疎通がどのようにおこなわれているか伺います。
町長	小海町は全国に先駆けて少人数学級を実施してきました。そして小海小学校、北牧小学校の統合の際にクラス編成について教育委員会で議論した結果、4年生までは2クラスを維持し、5年生からは30人の基準で配置をするということで意思統一がなされました。しかしクラスによって加配が必要な場合も生じてきます。今回事象が起きてからの加配をお願いするわけですが、当然学校長と教育委員会で話し合い、財政的な部分については町長の判断で予算計上して議会に審議をお願いしています。教育は最も大事な行政の一部と認識しており、教育委員会の意向、学校の意向を尊重しつつ議会の皆さんにお願いしていくという体制で取り組んでいきます。今回事前に加配が出来なかったのかとのご指摘ですが、私としては、教育委員会の意向を踏まえて少しでも早く対応を取るために予算化したということでご理解をお願いします。
7番議員	6月の体罰の事象について今日始めて聞きました。議会への報告は支障があったのかも知れませんが、事象の内容について支障のない範囲で報告していただだけませんか。
教育長	この事案は、6月に友達の靴を池の中に隠したという、非常に悪質ないた

	ずらであったので、先生の指導の中で若干の体罰があったということです。そして保護者、児童に謝罪し、学校としても再発防止と信頼回復に努めて今日に至っています。先生の指導力不足と学校内での支援体制が足りなかったということです。課題のあるクラス、児童がいるなかで、これまで十分な支援が出来ませんでした。当初学校長の判断として充分できるということでしたが、こういう結果となったこと、また来年の中学進学を踏まえて、改めて加配の判断をいたしました。
7番議員	6月の定例会では報告できなかったのですか。
教育長	6月の時点では、学校から報告を受け、県と協議をしながら対応している段階でした。
7番議員	私どもの学校の頃と比べて、今の子供は打たれ弱い感じを受けます。問題が大きくならないように、子供たちの支援をよろしくお願いします。
議長	3項 社会教育費 15ページ下段
10番議員	美術館の空調機器修繕費について、部品の劣化に伴うガス漏れによって機器が損傷したとの記載ですが、具体的な内容を教えてください。
生涯学習課長	6月8日に定期点検をしましたが、7月末に異常停止となり、緊急点検の結果8月11、12日に工事をいたしました。ガス漏れを起こしますと、回転軸の部品が損傷してしまうということのようです。
10番議員	6月8日に定期点検をしたとのことですからその点検の内容、金額を教えてください。
生涯学習課長	平成27年4月にフロン排出抑制法により、施工から1～3年の間にガス漏れの点検が義務付けられましたので、今後は保守点検項目に加えてしっかり管理していきます。尚保守点検費は691,200円です。
議長	ここで11時20分まで休憩といたします。 (ときに11時5分)
議長	休憩前に引き続き会議を再開いたします。 (ときに11時20分) その他全体を通じて質疑のある方は、ございますか。
5番議員	12ページの生活環境衛生費の小型バスの購入費が計上されています。町民の中にはもっと小さな小回りの利くものとの声もありますが、バスの運行形態は今後も現状のままですか。
町民課長	町営バス路線につきましては、現在大きな変更は考えておりません。平成8年の運行開始時は中型5台、小型3台でしたが、現行は中型4台、小型4台で運行しております。今回更新を計画しているのは、一番古い平成8年から使用している小型バスです。それぞれ4台ずつある中で予備車を用意しておく必要もあります。今回は春先の点検で腐食が進んで直すことが出来ないという状態でしたので、年度途中ですが補正でお願いするものです。
5番議員	現在土日は学生がいらないということで松原湖線以外は運行されていませ

	んが、これを変更する考えはありませんか。
町民課長	毎年 2 回おこなわれる町営バス運営協議会で利用者のご意見をいただきますが、土日の運行について強い要望等は聞いておりません。私どもといたしましては、これを補完する意味で福祉タクシーの利用を進めております。今後土日の運行につきましては、福祉タクシーの利用状況をみながら検討したいと考えています。
議 長	これで質疑を終わります
<b>日程第 10 認定第 1 号</b>	
議 長	日程第 10、認定第 1 号、「平成 26 年度小海町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。 これから質疑を行います。歳入歳出とも決算説明資料で、各款または各項目ごとに行います。質疑のある方は挙手を願います。 決算説明資料 1 ページから 12 ページ
10 番議員	過疎対策事業債について元利償還の 70%補助との説明になっており、計算をすると 69.9%となります。次の臨時財政対策債を同じように計算すると 88.4%となります。臨時財政対策債は 100%充当との説明だったと思いますがこの説明をお願いします。
総務課長	ご指摘の通り過疎対策事業債につきましては元利償還の 70%が交付税で充当されます。200 千円ほどのずれがありますが、これは算定上の端数処理に伴うものと思われます。臨時財政対策債はご指摘の通り 100%充当とされておりませんが、理論算定の部分と実績額で差が生じた可能性があるということです。理論算定と申しますのは、国が理論上の算定をして元利償還額を決めるというもので、詳細につきましては後ほど精査してお答えいたします。
議 長	<b>【歳入】</b> 1 款 町税 13 ページから 16 ページ中段
7 番議員	滞納繰越分で、前年度が 4,525 千円だったのが約倍の 8,120 千円となっており、これが不納欠損となることが非常に憂慮されます。この滞納繰越分の増額と対応について伺います。
総務課長	滞納繰越分は前年対比 3,500 千円増で、滞納実額で 4,200 千円の増となっています。現年分を合わせますと 10,000 千円を超える滞納になったということですのでございます。特に 1,000 千円以上の 2 件で 4,151 千円が大きな要因でございます。滞納対策につきましては、滞納整理をしてゆく過程で分納誓約をしていただいたり、場合によっては差し押さえ等も行って徴収努力をしているところです。その結果として不納欠損という事案も生じますが、不納欠損とならないよう努力してまいります。
11 番議員	不納欠損について伺います。15 名の中で所在不明という方が 13 人となっ

	<p>ています。これは固定資産では所有者がわからないということになります。また2名で444千円という事例もあり、何年でこの金額となったかは判りませんが、ある程度の資産があると考えられます。こうした方が所在不明ということになると、道路を広げたりということにも支障が出てくると思われませんが如何でしょうか。</p>
総務課長	<p>所在不明は住民税では4名、固定資産税では更に多くの所在不明者がございます。住民票を追っていても特定できないケース、法人にいたっては存在自体が不明というケースもございます。こうした法人が7社、個人につきましては、建物だけの場合もありケースは様々です。不納欠損につきましては、5年経過後執行停止を経てとなります。また事案によって、所在不明が明らかという場合には直ちに執行停止という場合もあります。このように土地をお持ちの方が所在不明若しくは死亡に伴う相続放棄などによって所有者が不在となるケースもございます。この場合法的手続きには相当な労力が必要で、今後用地交渉等に支障がでてくることも予想されます。そうしたことを踏まえて、国ではかなり制度化されている部分もありますので、そうした際にはそれに則って鋭意事務処理を進めていくこととなります。一方税務滞納処理につきましては、他に對抗手段がございませんので、滞納処分によって換価するところまで行かない状況です。</p>
11番議員	<p>今の話ですと法人が多いようですが、法人のほうが実態が掴みやすいのではないですか。</p>
総務課長	<p>法人につきましては、法人登記が抹消されていない限り存在はしていますが、倒産、廃業等によってその事務所が既に存在しないというケースでございます。</p>
7番議員	<p>軽自動車税の不納欠損額が前年の8,000円から186,600円と大幅に増えています。この理由とこうした車両が使われているということはありませんか。</p>
総務課長	<p>軽自動車税の不納欠損につきましては、廃車の手続がされないまま所有者が所在不明になってしまう、或いは所有者がお亡くなりになられて相続人が居られないというケースでございます。実際にその車が運行されているかは確認できませんが、登録されている以上課税はされます。自家用車組合とも調整したり、使用していない車は廃車手続をされるよう納税通知の際にお知らせして、次年度以降課税を取り消すケースも出ておりますが、所在不明者に対してはこうした對抗措置も行えない状況ですので、順次不納欠損の処理をしていく予定です。</p>
7番議員	<p>是非丁寧な対応をしていただいて、不納欠損のない状態にさせていただきたいと思います。</p>
議 長	<p>2款 地方譲与税 16ページ下段から17ページ上段</p>

	3 款 利子割交付金	1 7 ページ中段
	4 款 配当割交付金	1 7 ページ下段
	5 款 株式等譲渡所得割交付金	1 8 ページ上段
	6 款 地方消費税交付金	1 8 ページ中段
	5 款 株式等譲渡所得割交付金	1 8 ページ上段
	6 款 地方消費税交付金	1 8 ページ中段
	7 款 ゴルフ場利用税交付金	1 8 ページ下段
	8 款 自動車取得税交付金	1 9 ページ上段
	9 款 地方特例交付金	1 9 ページ中段
	10 款 地方交付税	1 9 ページ下段
7 番議員	地方交付税は前年比 4,600 万円の減、他の収入も年々少なくなっていくことが推測されます。この間基金の積み立てなどをしながら、必要な事業に対応していかなければなりません。今後の歳入の見通し等について町長の考えを伺います。	
町 長	基本的には健全財政を堅持してゆくということです。税については適正な課税と徴収に努める、ただゴルフ場利用税などは、利用者の増減による変動は避けられません。地方交付税につきましても、本年国勢調査が行われますが、人口がもっとも大きな要因になりますので、その結果を踏まえて今後の方針を定めてまいります。一方で単に積立金を積み増しするだけでなく、町民にとって必要な事業については積極的に取り組んでゆくという二本立てで行政を進めていきたいと考えております。	
議 長	1 1 款 交通安全対策特別交付金	2 0 ページ上段
	1 2 款 分担金及び負担金	2 0 ページ中段から 2 2 ページ
10 番議員	児童福祉費負担金について、説明資料では収入未済額が、昨年と金額、人数とも同じとなっています。これは偶然なのか或いは特別な事情があるということですか。	
子 育 て 支援課長	未収金につきましては、26 年の当年度は完納となっております、25 年度以前の未収金について収入が無かったということでございます。	
10 番議員	この 4 名の中に現在保育園に入所している子はおりますか。	
子 育 て 支援課長	この未納者の 4 名の保護者で現在保育園に入所しているお子様のおられる方はおりません。	
議 長	1 3 款 使用料及び手数料	2 3 ページから 2 6 ページ
	1 4 款 国庫支出金のうち	
	1 項 国庫負担金	2 7 ページ
	2 項 国庫補助金	2 8 ページから 3 1 ページ上段
	3 項 国庫委託金	3 1 ページ下段
	1 5 款 県支出金のうち	
	1 項 県負担金	3 2 ページ上段

	2 項 県補助金 3 2 ページ下段から 3 4 ページ 3 項 県委託金 3 5 ページ 1 6 款 財産収入 3 6 ページ 1 7 款 寄付金 3 7 ページ 1 8 款 繰入金 3 8 ページから 3 9 ページ上段 1 9 款 繰越金 3 9 ページ下段 2 0 款 諸収入 4 0 ページから 4 2 ページ 2 1 款 町債 4 3 ページから 4 4 ページ
<b>議 長</b>	ここで午後 1 時まで休憩といたします。 (ときに午前 11 時 58 分)
<b>議 長</b>	休憩前に引き続き会議を再開します。 (ときに午後 1 時 00 分) 第 4 番 篠原憲雄君は都合により欠席の届出がありました。 ここで井出総務課長に発言を求められておりますので、これを許します。
<b>総務課長</b>	午前中の質疑の中で 2 点補足してご説明いたします。説明資料 5 ページ総括表の町債償還額及び年度末現在高の内臨時財政対策債の財源内訳に交付税分として 9709 万 7 千円の一般財源が記載されております件についてご指摘をいただきました。これは、償還額が 100%交付税充当と言うこととございまして、交付税分が 1 億 979 万 1 千円、税等は 0 ということとでございます。従いまして、合計欄の交付税分が 3 億 3598 万、税等が 2 億 1848 万 3 千円ということとございました。全くの記載ミスでございます。誠に申し訳ございません。ご訂正をお願いいたします。次に 34 ページ商工費補助金の欄につきまして、総額は変わりませんが節が本来商工費補助金と観光費補助金に分かれております。節が 1 つ抜けておりましたので、この 34 ページにつきましては後ほど正しいものに差替えをお願いいたします。お詫び申し上げますとともに宜しくご対応をお願いいたします。
<b>議 長</b>	<b>【歳出】</b> 1 款 議会費 4 5 ページから 4 6 ページ 2 款 総務費のうち 1 項 総務管理費 4 7 ページから 5 8 ページ 2 項 徴税費 5 9 ページから 6 0 ページ 3 項 戸籍住民登録費 6 1 ページから 6 2 ページ 4 項 選挙費 6 3 ページから 6 6 ページ 5 項 統計調査費 6 7 ページ 6 項 監査費 6 8 ページ 3 款 民生費のうち 1 項 社会福祉費 6 9 ページから 7 5 ページ

	2項 児童福祉費	76ページから82ページ
10番議員	69ページ14節、タクシー利用助成事業について、26年度から町外までの利用も可能となっていますが、その実績は把握していますか。	
町民課長	具体的な件数は把握しておりませんが、全体の使用料の単価が1,209円でございます。昨年に比べわずかな伸びですので、あまり高額な利用は無かったと思われまます。	
10番議員	保育園の園児について、これまでの議論の中で未満児が増えていると伺っています。この実績は把握していますか。	
子育て支援課長	説明資料に記載されている園児数は、1年の平均となっています。昨年4月1日時点では101名、3月期は108名となっております。内未満児は0～1歳児が4人増えています。	
議長	4款 民生費のうち 1項 保健衛生費 83ページから86ページ 2項 生活環境衛生費 87ページから92ページ	
10番議員	町営バスについて、最近運転手さんに対する意見を多く聞きます。特に駅前での接客についての話を何件か聞いていますが、研修等の対応はされていますか。また、松原湖線について、従来は運転手さんが観光案内もされていたようですが、今はそうした対応をしていないのですか。	
町民課長	運転手の研修につきましては、現在特に行っておりません。また、松原湖線で観光案内というところまでは行っておりません。運転手につきましては私どものところにもご意見をいただくこともございます。今後につきましては、やさしく、丁寧に、安全に、ということをしっかり指導し、機会があれば研修等も設けるようにしたいと思います。	
議長	5款 農林水産費のうち 1項 農業費 93ページから98ページ 2項 林業費 99ページから101ページ	
10番議員	95ページの農業ハウス雪害補助について、前年度からの繰越があり、145万3千円の不用額となっています。これはかなりの補助事業と記憶していますが、補助金の扱いはどのようなになるのか伺います。	
産業建設課長	まず不用額について、繰越の段階で確実な数字がつかめなかったということで、補正対応も出来ないということで不用額が発生してしまいます。また、補助金につきましては補助対象となるものについては1/2の補助率となっております。	
10番議員	私が聞いたかったのは不用額についても国県の補助金が含まれているのではないかということで、この扱いについてはどうなっていますか。	
産業建設課長	事業が終了し精算の上で補助請求をして補助金が来ておりますので、不用額に補助金が含まれているということはありません。	
議長	6款 商工費 102ページから107ページ	

9 番議員	102 ページのプレミアム付 P マネー発行補助について、この経済効果が説明資料からは読み取れません。住宅リフォーム助成については参考となる資料が載っていますので、P マネー発行補助についても、経済効果について具体的な説明をお願いします。
産業建設課長	26 年度は利用した店舗の集計を基に分析をしております。繰越分につきましては、購入時にアンケートをしておりますし、各店舗でもアンケートを取る予定です。過去には何軒かの店舗にアンケートを取ったところ 10%程度の効果があったという結果でした。
議 長	7 款 土木費のうち 1 項 土木管理費 1 0 8 ページ 2 項 道路橋梁費 1 0 9 ページから 1 1 3 ページ 3 項 都市計画費 1 1 4 ページ
6 番議員	112 ページの工事請負費の中で、入札金額と支払済額に差のあるケースが散見されます。おそらく増工されたと思われそうですが、私どものところに入札結果通知が送られておまして、例えば表の最初の「余ケ下土村線改良工事」では、4 月 30 日に 690 万円で落札となっています。こうしたケースについて説明をお願いします。
産業建設課長	工事を施工する中で様々な状況が発生し、しばしば増工となることがあります。一般的に 3 割程度の増工は認められるということもいわれておりますので、新たに入札ということではなく増工で対応するケースが多くなります。なかなか設計どおりにはならないというのが現状で、ケースバイケースで対応しています。
6 番議員	増工となる場合、どのような流れで決裁がされるのですか。
産業建設課長	まず施工業者が見積を提出し、設計業者が内容を精査し、妥当と判断されれば、入札率に応じて随意契約となります。当然必要に応じて町長の決裁を受けることとなります。
6 番議員	そうした手続を経ているということですが、先ほどのケースでは、予算額が 1100 万円、入札の結果 690 万円、支払金額が 1096 万 2 千円ということで、当初の予算額に近い数字になっています。今は業者の積算もこちらとほとんど変わりなく、入札金額もあまり下がらないのではないかと認識しています。そうした中でこのようなケースがいくつかあるようで疑問に感じますが如何でしょうか。
産業建設課長	工事をする中で必要な増工はどうしても出てまいります。事務手続きの面からも増工で随意契約の方が良いという判断もございます。15 節の工事請負費の支出についても、工事ごとの増減で対応しております。基本はしっかりした設計で増減の無い形になるよう頑張っていきたいと思っております。
議 長	8 款 消防費 1 1 5 ページから 1 1 6 ページ



	<p>9 款 教育費のうち</p> <p>1 項 教育総務費 1 1 7 ページから 1 1 9 ページ</p> <p>2 項 小海小学校費 1 2 0 ページから 1 2 3 ページ</p> <p>3 項 社会教育費 1 2 4 ページから 1 3 1 ページ</p> <p>4 項 保健体育費 1 3 2 ページから 1 3 5 ページ</p> <p>1 0 款 災害復旧費 1 3 6 ページから 1 3 7 ページ</p> <p>1 1 款 公債費 1 3 8 ページから 1 3 9 ページ</p> <p>1 2 款 予備費 1 4 0 ページ</p>
議 長	<p>決算書に移ります。</p> <p>実質収支に関する調書 4 2 ページ</p> <p>財産に関する調書のうち</p> <p>1、公有財産 4 3 ページから 5 0 ページ</p> <p>2、物品 5 1 ページ上段</p> <p>3、債権 5 1 ページ中段</p> <p>4、基金 5 1 ページ下段</p>
2 番議員	<p>48 ページの分譲地、土地等で、法務局跡地が分譲地ではなく土地等に乗っていますが、ここは確か売出した経過があると思います。どういう区分けでこうなっていますか。</p>
総務課長	<p>申し訳ございません。法務局跡地も現在分譲中でございますので、当然分譲地になると思われますので、訂正をさせていただきます。</p>
議 長	<p>その他全体を通じて質疑のある方は、ございますか。</p>
2 番議員	<p>説明資料の 53・54 ページの鞍掛豆の特産品開発について、実績、効果の欄で、販売促進、新料理法の研究、商品開発に取り組んだとありますが、賃金、報償費、需用費、委託料の内訳について説明してください。また、町長の方針の中にも 6 次産業化が公約されておりますので、今後この事業をどのように展開されていくのかをお尋ねします。</p>
総務課長	<p>鞍掛豆の特産品開発事業は国の 1000 万円の補助を受けまして、過疎地域等自立活性化推進事業として行ったものでございます。全体事業費は 1,039 万 2 千円で、報酬から使用料まででございます。賃金につきましては、販売促進として 4 箇所販売促進員を雇い上げまして、延べ 16 名分で 36 万円、報償費はコンテストの報償品、講演会等の費用、需用費ではレシピ集の作成等々を行っております。委託料では成分分析調査で約 30 万円、市場調査・分析で 231 万円、パッケージのデザイン 10 万 8 千円、商品開発委託 45 万円、調理法の研究 355 万円、販売促進の会場使用料合わせまして 1,039 万 2 千 549 円となっております。これを受けまして本年は、地域おこし協力隊の活動にも取り入れて、現在販売促進を行うとともに PR 活動を行っております。</p>
2 番議員	<p>委託料についてもう一度詳しく説明してください。</p>

総務課長	まず豆の機能がどの程度のものかということで、豆本体の成分調査を行ったものでございます。これが約30万円。委託先は埼玉県産業技術総合センターでございます。次に市場調査・分析ということで、全体計画の立案、商品販売、販路開拓等々総合プロデュースをしていただきました。次にパッケージデザインについては町内企業に委託いたしました。次に商品開発委託につきましてはきな粉豆、きな粉飴、オカマンさんでの調査を行っております。もっとも大きな金額は調理法の研究については、都市センターホテルのシェフの中野さんに16品の調理法の研究依頼してこれが210万円、山本さんという方に4品で45万円、大坪さんという方に豆アラカルト9品目で100万円という内訳で、各々プロの皆さんに和食から洋食まで様々な試作をしていただきました。それがレシピ集という形で現在発行されております。
2番議員	そのレシピ集はどうすれば手に入りますか。また、この事業を今後どのように6次産業化につなげて行くのか伺います。
総務課長	レシピ集につきましては役場にございまして、どなたにも無料で配布しております。次にレシピの活用ということですが、町内の飲食店の皆さんに活用をお願いしておりますし、販売促進のイベントなどの際にもこのレシピを配布して消費拡大を図っております。
2番議員	販売促進や宣伝をされている方はどういう方々でしょうか。専門的にされている方なのですか。
総務課長	26年度に於いては、都心部でマネキンいわゆる販売促進員を雇って行いましたが、本年度においては協力隊を中心にそうした活動を行っております。
9番議員	48ページの屋外時計の設計委託料について、当初説明があったかもしれませんが、この管理体制はどうなっていますか。またほかにも屋外時計がありますが、この管理についても併せて伺います。
総務課長	この屋外時計は小海児童館の駐車場の一角でございます。総務費で予算計上いたしましたので、総務課で管理してまいります。また、小海大橋の西側にもございますが、これは商工会が設置したものとことが判明しましたので、商工会で修繕を行いました。この屋外時計につきましては、地区懇談会の中で、児童の見守りのボランティアの方から、子供たちに時間を聞かれるケースが多いということから、近くに町有地もあり直ぐに対応したものでございます。今後は要望を踏まえて対応してまいります。
9番議員	他に駅前や中学校前などの屋外と時計の時間が合っていない場合が見受けられます。せつかくあるものですので、管理先をはっきりされて狂いの無いようにしていただきたいのですが。
総務課長	町内各所でございますので、それぞれの管理者が対応するようにしてま

	いります。中学校は学校の管理になろうかと思われまし、駅前はおそらく農協の JA 共済で設置されたものと思われます。また、駅舎の時計は町の管理でございます。この際整理をして対応してまいりたいと思います。																										
9 番議員	106 ページの賃金は何人分ですか。																										
温泉専門 官	月に 20 日以上勤務する従業員が 15 名、10～15 日程度のパートが 9 名、他に季節的なアルバイトが 2 名となっております。																										
議 長	これで質疑を終わります。 ここで午後 2 時 5 分まで休憩といたします。 (ときに午後 1 時 50 分)																										
<b>日程第 1 1 認定第 2 号</b>																											
議 長	休憩前に引き続き会議を再開いたします。 (ときに午後 2 時 5 分)																										
議 長	<p>日程第 1 1、認定第 2 号「平成 2 6 年度小海町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>歳入歳出とも決算説明資料で、各款ごとに行います。</p> <p>質疑のある方は挙手を願います。</p> <p><b>【歳入】</b></p> <table border="0"> <tr> <td>1 款 国民健康保険税</td> <td>1 ページから 2 ページ</td> </tr> <tr> <td>2 款 使用料及び手数料</td> <td>3 ページ</td> </tr> <tr> <td>3 款 国庫支出金</td> <td>4 ページから 6 ページ</td> </tr> <tr> <td>4 款 県支出金</td> <td>7 ページから 8 ページ</td> </tr> <tr> <td>5 款 療養給付費交付金</td> <td>9 ページ</td> </tr> <tr> <td>6 款 共同事業交付金</td> <td>1 0 ページ</td> </tr> <tr> <td>7 款 前期高齢者交付金</td> <td>1 1 ページ</td> </tr> <tr> <td>8 款 財産収入</td> <td>1 2 ページ</td> </tr> <tr> <td>9 款 繰入金</td> <td>1 3 ページから 1 4 ページ</td> </tr> <tr> <td>1 0 款 繰越金</td> <td>1 5 ページ</td> </tr> <tr> <td>1 1 款 諸収入</td> <td>1 6 ページ</td> </tr> </table> <p><b>【歳出】</b></p> <table border="0"> <tr> <td>1 款 総務費</td> <td>1 7 ページから 1 8 ページ</td> </tr> <tr> <td>2 款 保険給付費</td> <td>1 9 ページから 2 8 ページ</td> </tr> </table>	1 款 国民健康保険税	1 ページから 2 ページ	2 款 使用料及び手数料	3 ページ	3 款 国庫支出金	4 ページから 6 ページ	4 款 県支出金	7 ページから 8 ページ	5 款 療養給付費交付金	9 ページ	6 款 共同事業交付金	1 0 ページ	7 款 前期高齢者交付金	1 1 ページ	8 款 財産収入	1 2 ページ	9 款 繰入金	1 3 ページから 1 4 ページ	1 0 款 繰越金	1 5 ページ	1 1 款 諸収入	1 6 ページ	1 款 総務費	1 7 ページから 1 8 ページ	2 款 保険給付費	1 9 ページから 2 8 ページ
1 款 国民健康保険税	1 ページから 2 ページ																										
2 款 使用料及び手数料	3 ページ																										
3 款 国庫支出金	4 ページから 6 ページ																										
4 款 県支出金	7 ページから 8 ページ																										
5 款 療養給付費交付金	9 ページ																										
6 款 共同事業交付金	1 0 ページ																										
7 款 前期高齢者交付金	1 1 ページ																										
8 款 財産収入	1 2 ページ																										
9 款 繰入金	1 3 ページから 1 4 ページ																										
1 0 款 繰越金	1 5 ページ																										
1 1 款 諸収入	1 6 ページ																										
1 款 総務費	1 7 ページから 1 8 ページ																										
2 款 保険給付費	1 9 ページから 2 8 ページ																										
10 番議員	療養給付費の中で訪問看護が件数で 170% 増となっております。件数と人数の関係、併せて増となった理由をお伺いします。																										
町民課長	ここに表示してあります件数はレセプトの件数になります。訪問看護につきましては大幅に数字が伸びておりますが、平成 26 年 4 月に佐久総合病院に精神障害者専門の訪問看護ステーション「わかば」が開設されました。これにより、町内で精神科を利用している方 5 名が、この訪問看																										

	護を利用されていることから、件数、金額とも伸びているということでございます。
議 長	3 款 後期高齢者支援金等 29 ページから 30 ページ 4 款 前期高齢者納付金等 31 ページから 32 ページ 5 款 老人保健拠出金 33 ページ 6 款 介護納付金 34 ページ 7 款 共同事業拠出金 35 ページ 8 款 保健事業費 36 ページ から 37 ページ 9 款 基金積立金 38 ページ 10 款 諸支出金 39 ページ から 40 ページ 11 款 予備費 41 ページ
議 長	決算書に移ります。 実質収支に関する調書 13 ページ 財産に関する調書 14 ページ
議 長	その他全体を通じて質疑のある方は、ございますか。
7 番議員	説明資料の 1 ページで、収入未済額が多額になっています。以前にも指摘しましたが、これが不納欠損となれば大変なことになります。国保会計は基金を取り崩すなど厳しい運営が迫られています。特に滞納繰越分の約 1950 万円についてどのような取り組みをされるのか伺います。
町民課長	先に総務課長から説明がありましたように、大口の滞納者につきましては、修正申告により税額が一気に上がったということがございます。今後の方針につきましては、税の公平の観点からも安易な不納欠損はすべきでないということは重々承知しております。滞納されている方につきましても、分納誓約をされている方がほとんどですので、これをしっかり履行していただく。更に、滞納額や分納の状況に合わせて、1 月から 6 月の短期証を活用しながら納付を促す。また、町からの給付金などが発生する際には、現金給付にしてこれを税の納付に充てていただくなどの対応をしております。国保税の仕組み上滞納額が増えるということは、きちっと納付されている皆さんがその部分を負担しているということになりますので、この数字が少なくなるよう今後とも努力してまいります。
7 番議員	公平の観点からも全力で対応していただきたいと思います。今年から国保税が上がっているということもございますので、一般の方にしわ寄せのくることのないようよろしくお願いします。
議 長	これで質疑を終わります。
	<b>日程第 12 認定第 3 号</b>
議 長	日程第 12、認定第 3 号、「平成 26 年度小海町介護保険事業特別会計

	<p>歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。 これから質疑を行います。 歳入歳出とも決算説明資料で、各款ごとに行います。 質疑のある方は挙手を願います。</p> <p><b>【歳入】</b> 1 款 保険料 1 ページ上段</p>
10 番議員	<p>特別徴収対象者と普通徴収対象者に区分が別れていて、特別徴収者は年金からの天引きと承知していますが、普通徴収はどういった方が対象となりますか。</p>
町民課長	<p>介護保険は特別徴収が原則でございますが、新たに介護保険の対象となる場合、つまり 65 歳に達した後、年金事務所でしばらくそのデータの処理が済みませんので、この期間は普通徴収ということになります。もう 1 つは、特別徴収の方が修正申告をされた場合、徴収税額は 1 年分が既に計算されていますので、これを修正する際は普通徴収となる場合がございます。</p>
10 番議員	<p>普通徴収対象者の内、滞納者が 11 名と記載されています。この滞納者について、差しさわりの無い範囲で状況を説明してください。</p>
町民課長	<p>この 11 名の内 2 名が修正申告にともなう方で、金額では 7～8 割になります。後は 65 歳になりたての方数名というところです。</p>
10 番議員	<p>この 11 名の方で分納されている方は何名おられますか。</p>
町民課長	<p>詳細につきましては後ほどお答えさせていただきます。</p>
議 長	<p>2 款 使用料及び手数料 1 ページ下段から 2 ページ 3 款 国庫支出金 3 ページから 4 ページ 4 款 支払基金交付金 5 ページ 5 款 県支出金 6 ページ 6 款 サービス収入 7 ページ上段 7 款 財産収入 7 ページ下段 8 款 繰入金 8 ページから 9 ページ 9 款 繰越金 10 ページ上段 10 款 諸収入 10 ページ下段</p> <p><b>【歳出】</b> 1 款 総務費 11 ページ 2 款 保険給付費 12 ページから 23 ページ 3 款 地域支援事業費 24 ページから 29 ページ上段 4 款 基金積立金 29 ページ下段 5 款 諸支出金 30 ページ上段</p>
議 長	<p>決算書に移ります。 実質収支に関する調書 14 ページ</p>

	財産に関する調書	15 ページ																											
議長	その他全体を通じて質疑のある方は、ございますか。																												
議長	これで質疑を終わります。																												
	<b>日程第13 認定第4号</b>																												
議長	<p>日程第13、認定第4号、「平成26年度小海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>歳入歳出とも決算説明資料で、各款ごとに行います。</p> <p>質疑のある方は挙手を願います。</p> <p><b>【歳入】</b></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">1 款</td> <td style="width: 85%;">後期高齢者医療保険料</td> <td style="width: 10%;">1 ページ上段</td> </tr> <tr> <td>2 款</td> <td>使用料及び手数料</td> <td>1 ページ下段</td> </tr> <tr> <td>3 款</td> <td>繰入金</td> <td>2 ページ</td> </tr> <tr> <td>4 款</td> <td>繰越金</td> <td>3 ページ上段</td> </tr> <tr> <td>5 款</td> <td>諸収入</td> <td>3 ページ下段</td> </tr> </table> <p><b>【歳出】</b></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">1 款</td> <td style="width: 85%;">総務費</td> <td style="width: 10%;">4 ページ</td> </tr> <tr> <td>2 款</td> <td>後期高齢者医療広域連合納付金</td> <td>5 ページ</td> </tr> <tr> <td>3 款</td> <td>諸支出金</td> <td>6 ページ</td> </tr> <tr> <td>4 款</td> <td>予備費</td> <td>7 ページ</td> </tr> </table>		1 款	後期高齢者医療保険料	1 ページ上段	2 款	使用料及び手数料	1 ページ下段	3 款	繰入金	2 ページ	4 款	繰越金	3 ページ上段	5 款	諸収入	3 ページ下段	1 款	総務費	4 ページ	2 款	後期高齢者医療広域連合納付金	5 ページ	3 款	諸支出金	6 ページ	4 款	予備費	7 ページ
1 款	後期高齢者医療保険料	1 ページ上段																											
2 款	使用料及び手数料	1 ページ下段																											
3 款	繰入金	2 ページ																											
4 款	繰越金	3 ページ上段																											
5 款	諸収入	3 ページ下段																											
1 款	総務費	4 ページ																											
2 款	後期高齢者医療広域連合納付金	5 ページ																											
3 款	諸支出金	6 ページ																											
4 款	予備費	7 ページ																											
議長	<p>決算書に移ります。</p> <p>実質収支に関する調書</p> <p style="text-align: right;">7 ページ</p>																												
議長	その他全体を通じて質疑のある方は、ございますか。																												
7 番議員	先ほどと同じように滞納者が3名で90万円ほどありますので、徴収の努力を宜しく願います。																												
	<b>日程第14 認定第5号</b>																												
議長	<p>日程第14、認定第5号、</p> <p>「平成26年度小海町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>歳入歳出とも決算説明資料で、各款ごとに行います。</p> <p>質疑のある方は挙手を願います。</p> <p><b>【歳入】</b></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">1 款</td> <td style="width: 85%;">分担金及び負担金</td> <td style="width: 10%;">1 ページ</td> </tr> </table>		1 款	分担金及び負担金	1 ページ																								
1 款	分担金及び負担金	1 ページ																											

	2 款 使用料および手数料 2 ページ 3 款 財産収入 3 ページ上段 4 款 繰入金 3 ページ下段から 4 ページ上段 5 款 繰越金 4 ページ下段 6 款 諸収入 5 ページ 【歳出】 1 款 農集排施設費 6 ページから 7 ページ 2 款 公債費 8 ページから 9 ページ 下水道債償還額及び年度末現在高の状況 10 ページ
議 長	決算書に移ります。 実質収支に関する調書 7 ページ 1. 公有財産・2. 基金（松原処理区） 8 ページ " "（八那池処理区） 9 ページ
議 長	その他全体を通じて質疑のある方は、ございますか。
6 番議員	決算の中で質問するのは適当ではないかもしれませんが、いよいよ農業集落排水が南佐久環境衛生組合に繋ぎ込むことになりました。27 年度に工事が行われて、来年の 4 月 1 日から供用開始の予定です。この平成 27 年度が最終年度になると思われます。そうした中で、先ほどらい議論となっている滞納金額や基金などの会計上の取扱はどのようになるのかお聞きしたいと思います。
産業建設課長	おっしゃるように供用開始は平成 28 年 4 月 1 日です。4 月 1 日からは南佐久環境衛生組合の料金体系で使用料の徴収が行われます。実際は 4 月以前から工事が済んだところから南環に下水は流れ込みますし、逆に 4 月 5 月に入って松原が流れ込むということが考えられます。但し会計上は 3 月までは農業集落排水で使用料調定、4 月 1 日からは南環ということになります。また、会計の移行につきましては、3 月末で全て移行することは難しいのではないかと思いますので、現在の予定では、平成 28 年度も農業集落排水の予算をつくって、6 月或いは 9 月議会で解散という運びにもって行きたいと考えております。
議 長	これで質疑を終わります
	<b>日程第 15 認定第 6 号</b>
議 長	日程第 15、認定第 6 号、「平成 26 年度小海町水道事業会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。 これから質疑を行います。 歳入歳出とも決算書、及び付属書類で、ページごとに行います。 質疑のある方は挙手を願います。

	<p><b>【決算書】</b></p> <p>(1) 収益的収入及び支出 1 ページ</p> <p>(2) 資本的収入及び支出 2 ページ</p> <p>    損益計算書 3 ページ</p> <p>    剰余金計算書 4 ページ</p> <p>    欠損金処理計算書 5 ページ</p> <p>    貸借対照表 6 ページ</p> <p><b>【決算附属書類】</b></p> <p>1 概況 7 ページ</p> <p>2 工事 8 ページから 10 ページ</p> <p>3 業務 11 ページ</p> <p>4 会計 12 ページ</p> <p>平成 26 年度小海町水道事業会計収益費用明細書</p> <p>    収益の部 13 ページから 14 ページ</p> <p>    費用の部 15 ページから 17 ページ</p> <p>平成 26 年度小海町水道事業会計資本的収入支出明細書</p> <p>    資本的収入 18 ページ</p> <p>    資本的支出 19 ページ</p> <p>    収益的支出 20 ページから 21 ページ</p> <p>    未収金内訳、前払費用内訳、未払金内訳 22 ページ</p>
10 番議員	未収金と未払金の現時点での状況を伺います。
産業建設課長	始めに未収金の内未納分につきましてお答えします。未納額は前年度より増えておりまして、現在徴収努力をしておりますが、現在でも前年度並とはなっていません。他の未収金につきましては既に収入済みとなっております。未払金につきましても既に支払済みとなっております。
議長	<p>固定資産明細書 23 ページ</p> <p>企業債償還額一覧表 24 ページ</p> <p>水道料金及び使用水量年度別推移 25 ページ</p> <p>25 年度と 26 年度の水道料金月別比較 26 ページ</p> <p>小海町水道事業予定キャッシュフロー計算書 27 ページ</p>
議長	その他全体を通じて質疑のある方は、ございますか。
	(なし)
議長	これで質疑を終わります。
	<b><u>日程第 16 「請願・陳情等」</u></b>
議長	日程第 16、陳情第 6 号を一括して議題といたします。 今定例会で受理した陳情はお手元に配布したとおりであります。



	陳情書の朗読及び審議は、付託した委員会をお願いいたします。 陳情について補足説明並びに質疑のある方は挙手をお願いします。
議 長	補足説明無しと認めます。
議 長	以上を持ちまして、議案、認定、陳情に対する質疑を終結いたします。
	<b>○【常任委員会付託】</b>
議 長	本日議題としてまいりました第38号から第46号、認定第1号から第6号及び陳情第6号は、会議規則第39条の規定により、お配りした議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。
	(異議なしの声)
議 長	「異議なし」と認め、議案付託表のとおり付託いたしますのでよろしくご審議の程をお願いいたします。
	<b>○ 散 会</b>
議 長	以上で本日の日程はすべて終了いたしました。 一般質問は10日、木曜日午前10時から行います。 これにて本日は、散会といたします。 ご苦労様でした。  <div style="text-align: right;">(ときに午後2時51分)</div>